

## 【堺市民活動総合ポータルサイト運営協議会設置要領】

### （設置）

第1条 「堺市民活動総合ポータルサイト（以下「サイト」という。）」の円滑かつ適正な運営を確保し、公正かつ中立性を担保、サイト運営機能の推進及び検討、企画、実施及び評価等の行うために、堺市民活動総合ポータルサイト管理運営要綱第2条に規定するサイト運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

### （業務）

第2条 運営協議会は、次の各号に定める業務を行うものとする。

- (1) サイトに掲載する情報の管理に関すること。
- (2) その他サイトの運営に関すること。
- (3) その他サイト運営の目的達成のために必要な事項に関すること。

### （運営協議会構成メンバー）

第3条 運営協議会構成メンバーは次に掲げるものとする

- (1) 堺市におけるボランティア活動・市民活動の活性化に取り組むもの
- (2) 地域福祉に関する活動の中間支援を行っているもの
- (3) その他大阪府立大学ボランティア・市民活動センター長が認めるもの

### （運営協議会構成メンバーの選出）

第4条 運営協議会構成メンバーは管理者によって委嘱するものとする

### （運営協力の依頼）

第5条 運営協議会において必要と認めるときは、運営協議会構成メンバー以外のものへ、運営協力の依頼を行うことができる

## 附 則

- 1 この要領は、2019年3月1日から施行する。